

## 番匠伊藤税理士法人

---

[住所] 東京都立川市曙町 2-12-1 曙ビル 8 階

[電話番号] 042(526)3511

[FAX 番号] 042(528)0369

平成 25 年 6 月 21 日

### 設備投資が大幅に有利になる 平成 25 年税制改正の件

先般平成 25 年度税制改正が成立し、様々な特別措置が成立しました。その中でも、中小企業者に対し幅広く適用になり、設備投資が有利になる次の制度をご紹介します。

( 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除 )

1 . 対象者 : 青色申告を提出する中小企業者等

中小企業者とは資本金が 1 億円以下の法人 ( 資本金 1 億円超の大規模法人の子会社を除きます )

ほぼ全ての事業が対象になりますが、一部対象外がありますので、詳しくは当事務所にお問い合わせください。

2 . 適用要件

( 1 ) 経営革新支援機関等からの指導及び助言を受ける

( 2 ) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に、指導及び助言に基づき、新品の 60 万円以上の建物付属設備を取得又は 30 万円以上の器具備品を取得し、事業の用に供する

( 3 ) 指導を受けたことを明らかにする書面を申告書に添付する

3 . 税制優遇

( 1 ) 法人税の発生しない予定のお客様 取得価格の 30% の特別償却

( 2 ) 法人税の発生する予定のお客様 取得価格の 7% の税額控除

**( 法人税が発生する場合、実質、7% の値引きとなり大幅に有利です )**

1,000 万円の付属設備の投資なら、**最大 70 万円の減税!** ( 但し、税額控除は法人税の 20% まで、個人事業者又は資本金 3,000 万円以下の法人のみ等制限があります )

当法人は「経営革新支援機関等」に認定されており、設備投資を予定されている方は当法人の助言を受けた方が有利になりますので、下記担当者までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

番匠伊藤税理士法人

本件窓口電話 : 080-2598-9699

佐野 / 小林

[t.sano@banshoitocpa.jp](mailto:t.sano@banshoitocpa.jp)